

# 平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会会議録

## 目 次

### 第 1 号（2月12日）

招集告示	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
説明のための出席者	4
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	5
議案第1号	7
議案第2号	9
議案第3号	10
議案第4号	11
一般質問	16
閉会の宣告	22

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第492号

平成28年2月2日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会

議 長 石 井 恵 子

平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を招集する  
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第1号

平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を次のとおり招集する。

期 日 平成28年2月12日

場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

平成28年2月2日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合

管 理 者 清 水 聖 士

# 平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会

平成28年2月12日（金）

午後3時開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服審査法等手数料条例の制定について
  - 日程第6 議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
  - 日程第7 一般質問
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期の決定
  - 日程第3 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
  - 日程第4 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第5 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服審査法等手数料条例の制定について
  - 日程第6 議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算
  - 日程第7 一般質問
- 

## 出席議員（12名）

1番	森	谷	宏	議員	2番	小田川	敦	子	議員
3番	石	井	昭一	議員	4番	小	易	和彦	議員
5番	秋	谷	公臣	議員	6番	日	下	みや子	議員
7番	小	泉	嚴	議員	8番	田	中	和八	議員
9番	日	暮	栄治	議員	10番	芝	田	裕美	議員

11番 石井恵子 議員 12番 小泉文子 議員  
欠席議員（なし）

---

説明のための出席者

副 管 理 者	秋 山 浩 保 君
副 管 理 者	伊 澤 史 夫 君
監 査 委 員	松 丸 幹 雄 君
会 計 管 理 者	相 川 克 己 君
事 務 局 長	阿 久 津 誠 君
事 務 局 次 長	大 塚 旭 君
総 務 課 長	川 上 清 美 君
あ じ さ い 所 長	大 塚 旭 君
し ら さ ぎ 所 長	笠 井 雅 之 君
周 辺 整 備 室 長	川 名 雅 之 君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	國 井 潔
白井市環境課長	伊 藤 勉
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	小 高 仁 志

---

事務局職員出席者

総 務 課 長 補 佐	伊 藤 周 一
し ら さ ぎ 所 長 補 佐	山 崎 道 将
総 務 課 総 務 財 政 係 長	栗 原 稔
あ じ さ い 管 理 係 長	島 田 朋 也
周 辺 整 備 室 主 査	大 竹 隆 行
総 務 課 総 務 財 政 係 主 査 補	岡 田 壮 玄

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（石井恵子議員） 皆様、本日はご多忙の中、ご参集をいただき大変にご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服審査法等手数料条例の制定について、議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算、以上4件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（石井恵子議員） 日程に先立ち、報告いたします。

本定例会に説明員として、出席通知のありました者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（石井恵子議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、6番、日下みや子議員、7番、小泉巖議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（石井恵子議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井恵子議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◎管理者招集挨拶

○議長（石井恵子議員） それでは、ここで秋山副管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。

○副管理者（秋山浩保君） 平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議いただく案件は、議案4件であります。議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

まず初めに、焼却灰等の放射エネルギーにつきましてご報告申し上げます。

アクアセンターあじさい、クリーンセンターしらさぎ、両施設とも国の基準値1キログラム当たり8,000ベクレルを大幅に下回っているところでありますが、引き続き監視するとともに、適切に処理をしております。また、クリーンセンターしらさぎにおける焼却炉のダイオキシン類対策事業につきましては、工事はほぼ完了し、現在、引き渡しに向けた最終調整を行っているところであります。

次に、周辺整備事業における廃棄物処理施設周辺整備総合基本計画策定業務につきましては、周辺整備基本計画（案）へのパブリックコメントを実施いたしまして、基本計画を策定いたしました。今後は、実施計画の策定に向けた作業を進めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきまして、順次ご説明させていただきます。

初めに、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、関係条例を整備しようとするものでございます。

内容でございますが、第1条におきましては柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合情報公開条例の一部改正を行うものでございます。主な改正点は、審査請求をすべき行政庁の規定を加えるものでございます。

第2条におきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例の一部改正を行うものでございます。主な改正点は、審査請求をすべき行政庁の規定を加えるとともに、個人情報を収集する際に意見を聞く審査会の名称を改めるものでございます。

第3条におきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を行うものでございます。主な改正点は、同審査会を行政不服審査法の規定によりその権限に属する事項を処理するための機関とし、同審査会の所管事務に行政不服審査制度を加えるものでございます。

次に、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴い、当該委員の名称を改正しようとするものでございます。

次に、議案第3号、行政不服審査法等手数料条例の制定につきましては、改正行政不服審査法の施行に伴い、不服申し立てに係る提出書類等の交付につき徴収する手数料について定めようとするものでございます。

次に、議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明いたします。

まず平成28年度予算につきましては、構成市の厳しい財政運営に鑑み、歳出の削減に努め、構成市の負担金の増加を抑制し、平準化を図ることといたしました。また、各施設につきましては、安全で安定した施設の運営を推進するため、設備の老朽化や機能低下に伴う修繕を計画的に実施するとともに、事業実施に当たりましては業務の見直し、廃止を含め、徹底した歳出削減に取り組み、効率的で効果的な予算とすることを目標に編成をいたしました。この結果、平成28年度の一般会計予算は歳入歳出とも28億424万6,000円となり、前年度と比較して、額で8億7,268万4,000円、率にして23.7%の削減予算となっております。

続きまして、歳入歳出ごとに主なものをご説明いたします。

歳入につきましては、分担金及び負担金は平成21年度以降減少しておりましたが、繰入金、繰越金等の大幅減や、手数料についても減少傾向にあることから、7年ぶりに増加となり、構成市負担金につきましては、前年度比2,232万1,000円増の24億3,241万7,000円となっております。

歳出につきましては、ごみ処理費ではクリーンセンターしらぎのダイオキシン類対策事業の完了に伴い、前年度比で8億4,854万5,000円の減となりました。

周辺整備費では、廃棄物処理施設周辺整備基本計画の整備優先エリアでの現況用地測量業務委託費及び緩衝緑地購入費を計上しております。

公債費では、ダイオキシン類対策事業に係る平成27年度借入れ分の利子が発生することから、前年度比で333万6,000円増の993万4,000円となっております。

以上がこのたびご提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第1号

○議長（石井恵子議員） 日程第3、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、全部改正された行政不服審査法、以下、改正行審法と略しますが、改正行審法の施行に伴い、関係条例の整備を行おうとするものでございます。

初めに改正行審法の主な内容でございますが、1つに、不服申し立て構造の見直しとして、審査請求及び異議申し立てを審査請求に一元化すること。2つに、原処分に関与していないなど一定の要件を満たす審理員が審査請求の審理を行うこと。3つに、処分または裁決の段階で、他の第三者機関が関与している場合等を除き、行政不服審査会等への諮問を義務づけること。4つに、旧法において60日とされていた審査請求期間を3カ月に延長することなどとなっております。改正行審法は公正性の向上や、使いやすさの向上が図られております。

それでは、今回改正する条例3件について、主な改正内容をご説明いたします。

第1条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合情報公開条例、以下、情報公開条例と略しますが、情報公開条例の一部改正でございます。

情報公開条例第13条の2は、審査請求をすべき行政庁の規定を加えるものでございますが、具体的には、処分庁等が管理者である場合は管理者、処分庁等が監査委員である場合は監査委員、処分庁等が議会である場合は議会とするものでございます。

情報公開条例第13条の3は、審理員による審理手続の適用除外規定を加えるものでございます。

情報公開条例第11条や第14条等においては、用語の整理を行おうとするものでございます。

続きまして、第2条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合個人情報保護条例、以下、個人情報保護条例と略しますが、個人情報保護条例の一部改正でございます。

個人情報保護条例第45条の2、審査請求をすべき行政庁の規定に加え、第46条は審理員による審理手続の適用除外規定を加えるものでございます。

個人情報保護条例の目次、第5条、第26条等においては、用語の整理を行おうとするものでございます。

続きまして、第3条は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例、以下、審査会条例と略しますが、審査会条例の一部改正でございます。

まず、審査会条例の題名を柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会条例に改めるものでございます。

審査会条例第1条第1項では、審査会の名称を柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会に改め、第2項で、審査会は改正行審法に基づく審査請求に係る諮問機関である旨の規定を加えるものでございます。

審査会条例第3条は、審査会の所掌事務に、改正行審法に基づく審査請求に係る諮問に応じ調査審議する旨の規定を加えるものでございます。

審査会条例第9条及び第11条では、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に対す



る審査請求に係る審査会の審査手続について、改正行審法に基づく審査庁の審査手続に沿ったものとなるよう規定を整備するものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日は公布の日または改正行審法の施行の日のいずれか遅い日とするものでございます。

以上で、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第1号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第1号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

## ◎議案第2号

○議長（石井恵子議員） 日程第4、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴い、委員の名称を改正するものでございます。

それでは内容でございますが、第2条第3号中「情報公開・個人情報保護審査会委員」を「行政不服及び情報公開・個人情報保護審査会委員」に改めるものでございます。

最後に附則で、この条例は、公布の日または改正行審法の施行の日のいずれか遅い日から施行するものとしております。

以上で、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第2号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第2号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（石井恵子議員） 日程第5、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服審査法等手数料条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服審査法等手数料条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、改正行審法の施行に伴い、不服申し立てに係る提出書類等の交付につき徴収する手数料について定めようとするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。

第1条は、この条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条は、手数料の名称は提出書類等交付手数料とし、金額は、黒刷りは1枚につき10円、黒以外は1枚につき20円と定めるものでございます。

第3条は、手数料の納付は提出書類等の交付を受けるまでに、現金により納付しなければならないことを定めるものでございます。

第4条は、手数料の減額または免除をすることができる場合として、1つに、生活保護法による保護を受けている者、2つに、その他管理者が特に認めた者と定めるものでございます。

第5条は、既に納付した手数料は返還しないことを定めるものでございます。

最後に附則で、この条例は、公布の日または改正行審法の施行の日のいずれか遅い日から施行するものとしております。

以上で、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服審査法等手数料条例の制定についての説明を終わります。

○議長（石井恵子議員） 質疑については通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第3号については討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（石井恵子議員） 起立全員でございます。

よって、議案第3号 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合行政不服審査法等手数料条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（石井恵子議員） 日程第6、議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） 議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算についてご説明申し上げます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、構成市負担金の抑制の観点から、業務の見直し・優先順位づけ、特定財源の活用、構成市負担金の平準化を基本方針に掲げ、安全で安定した廃棄物処理を推進することなどを念頭に置き、編成いたしました。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

第1条は歳入歳出それぞれの予算総額を28億424万6,000円とし、第2条は一時借入金の最高額を5,000万円とし、第3条は同一款内における人件費の流用を定めるものでございます。

2ページ、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算でございます。歳入歳出の総額は、それぞれ28億424万6,000円とするものでございます。

それでは、予算内容について順次ご説明いたします。歳入、歳出とも前年度と比較して、主に増減額の大きい項目について説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

歳入の1款1項1目衛生費負担金につきましては、前年度比2,232万1,000円増の24億3,241万7,000円を計上しております。

構成市ごとの負担金額につきましては、柏市が7億8,950万5,000円で前年度比31万6,000円の減、白井市が1億2,359万9,000円で前年度比405万7,000円の減、鎌ヶ谷市が15億1,931万3,000円で前年度

比2,669万4,000円の増となっております。

続きまして、10ページ、11ページをお開きください。

2款使用料及び手数料でございます。

2項1目手数料につきましては、浄化槽汚泥及び事業系一般廃棄物の搬入量の実績から減少を見込み、前年度比430万9,000円減の2億4,063万円を計上するものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。

4款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、構成市ごとの繰入額を柏市分1,191万円、白井市分167万1,000円、鎌ヶ谷市分1,568万5,000円とするもので、前年度比9,083万3,000円減の2,926万6,000円を計上するものでございます。

6款1項1目雑入につきましては、前年度比772万2,000円減の3,339万6,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、共同化処理費分の資源物売払代で、金属類の価格の下落が見込まれることによるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

7款1項1目衛生債につきましては、借り入れの予定はないことから、前年度比7億7,190万円の減となっております。

こうしたことから、歳入総額で前年度比8億7,268万4,000円減の28億424万6,000円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費につきましては、前年度比374万1,000円増の8,475万5,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、職員の人事異動に伴う一般職人件費の増、国からの要請に基づき固定資産台帳整備支援業務委託を予算計上したことによるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

3款1項1目し尿処理費につきましては、前年度比1,695万円減の3億1,000万3,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は燃料費でございますが、焼却用灯油単価の減少を見込んだことによるものでございます。

続きまして、24ページ、25ページをお開きください。

2目ごみ処理費につきましては、前年度比8億4,854万5,000円減の10億9,908万3,000円を計上するものでございます。減額の主な要因は、クリーンセンターしらさぎのダイオキシン類対策事業の工事完了によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。

3目共同化処理費につきましては、前年度比3,092万4,000円減の9億9,171万8,000円を計上するも

のでございます。減額の主な要因は、不燃ごみ選別処理業務委託における破碎機交換の業務減によるものでございます。

続きまして、30ページ、31ページをお開きください。

4目周辺整備費につきましては、前年度比1,635万9,000円増の2億7,627万6,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、周辺整備用地として緩衝緑地購入費を計上したことによるものでございます。

続きまして、34ページ、35ページをお開きください。

4款公債費でございますが、2目利子につきましては、330万8,000円増の647万3,000円を計上するものでございます。増額の主な要因は、平成27年度地方債の借り入れ分のダイオキシン類対策事業に係る利子によるものでございます。

続きまして、36ページ、37ページをお開きください。

6款1項1目予備費につきましては、前年度と同額の3,000万円を計上するものでございます。

こうしたことから、歳出総額で前年度比8億7,268万4,000円減の28億424万6,000円を計上するものでございます。

以上で、議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石井恵子議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。

発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努めるようお願いいたします。

事前に通告がありました日下議員について質疑を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 柏市の日本共産党の日下みや子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま説明のありました議案第4号、平成28年度一般会計予算について伺いたいと思います。

昨年10月、平成8年に策定され、その後棚上げとなっていました廃棄物処理施設周辺整備事業の見直し案が示されました。

その基本計画では、市民の意見を求めた後に実施計画の策定、そして平成28年度から平成43年度にかけて優先エリアを整備するとしております。

そこで、1点目、伺います。

既に基本計画の見直しに当たっては、27年度までの3年間で1,644万4,000円が基本計画策定の経費として支出されておりますけれども、28年度予算には周辺整備を進めるための具体的な予算として、

どのように盛り込まれているのでしょうか。具体的にお示しいただきたいと思います。

2点目は、前任の平野議員が繰り返し指摘してきたことなんですけれども、私もやはり指摘せざるを得ません。

予算案に、議員報酬として136万4,000円、そして特別職人件費として37万8,000円が計上されております。構成市の首長や議員にこのような支出がされることについては、自治体で支給される報酬との二重取りではないか、あるいは議員の第2の報酬だとの批判がございます。

この支給に妥当性があるでしょうか。

以上2点、お示しいただきたいと思います。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

お尋ねは2点ございました。

初めに、周辺整備についてお答えいたします。

周辺整備基本計画を進めるための具体的な事業予算についてでございますが、平成28年度予算におきましては2つの業務がございます。

1つ目は、周辺整備事業の管理運営に要する経費の13節委託料、現況用地測量業務委託でございます。

これは、周辺整備基本計画に示しました土地利用イメージ図をより具体的なものとするを目的として、整備優先エリアの土地の面積や形状などを把握するため、また早期に事業着手できる見込みのある土地の面積を確定させるために測量を行うものでございます。

2つ目は、周辺整備用地購入事業でございます。

この事業は、旧沼南町と鎌ヶ谷市が平成3年10月1日に締結したごみ処理事務に関する協定書に基づく用地購入でございます。

協定書では、ごみの共同処理に関して必要な財産は、それぞれ均衡を失しない範囲で財産を組合に移行することとなっております。

旧沼南町の焼却場用地約1万平方メートルに対しまして、鎌ヶ谷市はまざりサイクルセンター用地の約6,000平方メートルを移管し、その後、約2,500平方メートルを移管いたしました。今回、残りの約1,500平方メートルについて地権者側の条件が整い、売却の意向が示されたことから、用地購入するものでございます。

なお、組合が周辺整備基本計画に基づく事業として購入いたしますが、購入予算は全て鎌ヶ谷市の負担で行うものでございます。

続きまして、特別職と議員の報酬と手当についてお答えいたします。

お尋ねは正副管理者及び組合議会議員への給与・報酬及び手当の支給の妥当性でございますが、地方自治法第204条においては、地方公共団体は長に対して給与を、同法第203条においては、議員に対して報酬を支給しなければならないとされており、同法第292条の規定により一部事務組合である特別地方公共団体もこの規定が準用されることから、当組合において正副管理者及び組合議会議員に給与及び報酬等を支給することは妥当であると考えております。

○議長（石井恵子議員） 第2問、日下議員。

○6番（日下みや子議員） 2問目というよりちょっと意見だけ申し述べさせていただきますけど、先ほど説明いただきまして、私もヒアリングの中で、当時、沼南町、鎌ヶ谷市がそれぞれ1万平米の土地を提供しようという協定があったということを知りまして、いろいろ今日までの長いいろいろな歴史があるんだということを確認いたしました。その今日までの過程についても、私自身理解を深めまして、同時にこの施設のあり方ですとか、周辺整備のあり方についても、考え、また意見を述べてまいりたいと思っております。

もう1点、特別職と議員報酬につきましては、今ご答弁いただいたんですけども、また討論のところで述べてまいりますが、ただ、今いただいたご答弁では、市民の批判に答え得るものになっていないのではないかというふうに思うわけです。

以上申し述べて、意見とさせていただきます。

○議長（石井恵子議員） 以上で日下議員の質疑を終わります。

これから討論を行います。

事前に通告のありました日下議員について討論を認めます。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 柏市の日下みや子です。

議案第4号、28年度一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

28年度予算を含めて、この間の延命化対策工事について3炉から2炉へ縮小したことですとか、それからまた、周辺整備計画の見直しなど、当組合の基本的な運営方針や方向性については評価をしております。ただ、賛成しかねる点を述べて、反対という立場を表明したいと思います。

1点目は、先ほども申しましたように、平野議員がずうっと指摘してきた問題なんですが、特別職人件費と議員報酬についてです。

当組合は構成市の市長が管理者、そして副管理者で、議会は3市の市議会から4人ずつ選出されておりまして、この組合議会が構成されているわけなんですね。当然それぞれの市長、市議会議員には、それぞれの市から給与と報酬が支給されているわけです。その給与や報酬に加えて、さらにこの組合から給与、報酬が支給される理由があるのかということなんですね。

そもそも当組合の行っている事業というのは、本来、構成している3市がそれぞれの責任で行うべ

き事業でありまして、それを共同で行うことによって合理的に業務を進めようとするものであるわけなんですよね。そのために組織されたのがこの一部事務組合であるわけです。それぞれの市が行うべき事業の一部が当組合に移管されているということでありまして、管理者、副管理者、組合議会議員の職務は3市の市長、市議会議員の職務の範囲内のものであるというふうに考えます。

先ほどの答弁で、支給の妥当性については、地方自治法では支給しなければならないとなっているということだったんですけれども、それでは、全国全ての一部事務組合が特別職や組合議会議員に給与、報酬を支給しているかといえば、そうではありません。私もいろいろ調べたんですけど、全て調べることはできませんでしたが、全国には、特別職にも組合議員にも支給しない組合もありますし、それから特別職には支給しない組合もございます。身近なところだと、柏、流山、我孫子市で構成する東葛中部地区総合開発事務組合は支給しないことを条例で定めております。

市民の批判に、胸を張って支給を受けるに妥当な業務を行っていますと言えるのかどうか。私は、みずからの改革を提案したいというふうに思います。

第4号議案反対のもう1点は、さわやかプラザ軽井沢の次期指定管理料として消費税10%で積算された5億1,020万円の債務負担行為が設定されているということです。これは、議会において再議決しなければ変更はできないということだそうで、大きな問題ではないか。

これはあくまでも限度額だということなんだそうですけれども、じゃあ実際の支出がその範囲内であればよいという考え方はどうなんだろう。自治体や一部事務組合が限度額を多目に見積もって債務負担を設定するようなことがまかり通るようになったならば、財政の規律は保てなくなるというふうに思います。現行の税率に基づく指定管理者との協定書締結後に、速やかに議会に再提出して正されるべきだと思います。

以上の2点から、28年度の一般会計予算に反対を主張して、討論いたします。以上です。

○議長（石井恵子議員） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（石井恵子議員） 起立多数でございます。

よって、議案第4号 平成28年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計予算は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎一般質問

○議長（石井恵子議員） 日程第7、一般質問を行います。

事前に通告のありました日下議員について質問を認めます。



日下議員。

○6番（日下みや子議員） 柏の日下みや子です。

一般質問を行います。

廃棄物処理施設周辺整備基本計画の実行に関して質問をいたします。

概算事業費が74億4,440万円にもなったマスタープランは、地元の方からも、あの大風呂敷を広げた計画と言われたとのことですが、その地元の方々の基本的合意がなされ、計画を実行するに当たっては、最も大事にしなければならぬことは構成市の市民の理解を得ることだというふうに思います。

し尿処理にしてもごみ処理にしても、この地域の皆さんにこのように集中的な廃棄物処理を受け入れていただいていることは大変に大事にしなければいけないというふうに思うんですね。その受け入れていただいている地元の皆さんの要望を実現することは大切なことではあります、そのことも含めて市民に理解を得られるものでなければならぬというふうに思うんですね。それが妥当性のあるものであれば、市民の理解は得られるものだというふうに思います。

そこで私は、前議会でも市民への周知を求めて主張いたしましたんですけれども、柏市の定例の12月議会では、私はその議会で、市長の市政報告にこの周辺整備計画の報告がございました。私はこの事業の概要を説明いたしまして、柏市としても市のホームページに掲載をするよう求めたんですね。残念ながらそれは実現されません、市の広報に当組合の整備計画とパブリックコメントについての組合のホームページの紹介がされるにとどまったわけなんですけれども、そこで1点目、伺いたいと思うんですが、パブリックコメントの結果はどうだったのか、お示してください。

2点目、事業費の内訳について伺います。

当初の74億4,440万円がどのようなものであり、見直し案の15億6,000万円はどのような内訳によるものか。

3点目、見直し案には整備優先エリアと整備検討エリアとありますが、検討エリアについてどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

以上3点です。

○議長（石井恵子議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（阿久津 誠君） ただいまの廃棄物処理施設周辺整備基本計画（案）についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の、パブリックコメントの結果についてでございますが、パブリックコメントは、平成27年12月7日から平成28年1月5日までの30日間実施いたしました、意見の提出はございませんでした。したがって、基本計画（案）は修正することなく、廃棄物処理施設周辺整備基本計画として策定いたしました。

なお、このパブリックコメントの結果につきましては、既に組合ホームページで公表しております。続きまして、2点目の事業費の内訳について、当初の74億円と見直し案の15億6,000万円がどのような内訳によるものかとお尋ねにお答えいたします。

まずお答えする前に、今回の基本計画を策定するに至った経緯についてご説明させていただきます。

マスタープランは、廃棄物処理施設周辺地域のイメージアップづくりを進めるため、平成13年3月に作成した計画でございますが、厳しい財政状況など組合を取り巻く環境が大きく変化したことから棚上げとなり、周辺整備事業が進捗しないまま現在に至っております。

そこで今回、地域住民の皆さんと話し合いながら、実現可能な新たな基本計画に見直しを行ったものでございます。

マスタープランと今回の基本計画の違いは4点ございます。

1点目は計画範囲、2点目はエリア分け、3点目は事業費、4点目は事業期間でございます。

計画範囲につきましては、マスタープランは22.5ヘクタールでございましたが、今回の基本計画では、白井・沼南土地区画整理事業に伴う区画の変更などによる0.7ヘクタールを除く21.8ヘクタールとしております。また、2つの計画範囲にはアクアセンターあじさいやクリーンセンターしらさぎの組合所有地などが含まれておりますので、その分を除くことでマスタープランの用地取得面積は16.3ヘクタールとなり、整備面積は14.1ヘクタールとなっております。

今回の基本計画では、計画範囲を整備優先エリアと整備検討エリアの2つにエリア分けを行っていため、計画範囲21.8ヘクタールのうち整備優先エリアの12.3ヘクタールが対象になりますが、こちらも組合所有地などを除くことで用地取得面積は5ヘクタール、整備面積は7.3ヘクタールとなっております。

それでは、ご質問のございました2つの計画の事業費の内訳につきましてお答えいたします。

マスタープランでは用地取得費44億1,000万円、整備費30億3,000万円、合計で74億4,000万円を見込んでおりましたが、今回の基本計画では、整備優先エリアの事業費として用地取得費9億6,000万円、整備費6億円、合計で15億6,000万円を見込んでおります。この事業費の削減につきましては、用地取得面積及び整備面積がマスタープランと今回の基本計画で異なることが大きな要因となっております。また、整備内容の違いもございまして、マスタープランではテニスコートや池などの施設整備も計画されておりましたが、今回の基本計画では緑地の保全、育成、創出及び広場の整備をする内容としたことによるものでございます。

続きまして、3点目の整備検討エリアについての考え方でございますが、今回の基本計画では、マスタープランの計画範囲を基本としながら、エリアを2つに分けたものでございます。

具体的には、全体で21.8ヘクタールのエリアを、平成43年度までに事業を推進する整備優先エリア12.3ヘクタールと、平成43年度までに周辺整備計画を再検討する整備検討エリア9.5ヘクタールに分

けております。

ご質問の整備検討エリアは、整備優先エリアの整備が終了するまでに、地域住民と組合、構成市と話し合いながら周辺整備計画について再検討し、合意形成を図っていくエリアとしております。

○議長（石井恵子議員） 再質問を許します。

日下議員。

○6番（日下みや子議員） 今、パブリックコメントへの意見の提出がなかったという答弁で、私も、恐らくパブリックコメントは少ないんじゃないかなあというふうに思っていたんですけども、ゼロというのはちょっと驚いたんですね。このゼロというのをどういうふうに考えたらいいか。

パブリックコメントの周知が不徹底だったのではないのか、またこの結果についてどのように考え、分析されたのかを伺いたと思います。

2点目は事業費についてです。

先ほどの答弁で、私自身も理解が不十分であったことがわかりました。

いろんな用語が出てくるんですけども、計画範囲、それから整備範囲、それから土地を購入する取得面積、こういう3つのことがありまして、ちょっと聞いただけで頭が混乱したりするんですけども、そういう、それぞれあるということが認識できましたし、私自身がやっぱりその3つの内容を含めて、把握していくことが大切かなあというふうに思ったところです。

それでは、マスタープランの整備費30億3,000万円と、変更整備費6億円ということになるわけですけども、その両者の内訳を詳しく説明していただきたいと思います。

また、用地取得面積を16.3ヘクタールから5ヘクタールに縮小しているわけなんですけれども、それぞれ取得する土地の単価はどうか、お示しいただきたいと思います。

それから3点目です。

私は最初、見直し案と聞きましたときに、マスタープランを根本的に見直しするのかなというふうに理解していたんですね。それで、読んで、説明を受けて、そうではなくて、今回の計画が優先エリアだということを知りましてちょっと驚いているんですけども、それじゃあ見直し案ではないんじゃないかというふうに思ったんですね。

既に計画策定にも、先ほど申しましたようにお金が支出されています。さわやかプラザ軽井沢の建設費用は22億円というふうに伺っているんですけども、これも周辺整備事業の一環だというふうに思うんですね。また、昨日、柏市28年度の予算案の概要が私どものところに届きまして、その中にクリーンセンターしらさぎ周辺整備として柏市の道路がありますね。その柏市道の測量委託として2,100万円が計上されております。28年度に測量をかけて、29年度に道路整備をするということなんです。用地取得費がまだはっきりしないって担当課がおっしゃるんですが、約700メートルの道路整備で、ざっくりと3,500万円から4,000万円ということでした。これも以前に交わされた協定に基づ

くものだというふうにおっしゃってございましたけれども、こういう費用も含めて、この周辺整備の全体に係る費用というのが一体どのぐらいなのか。そういうものを私は明らかにしてほしいなあというふうに思うんですね。

それもいいんですけれども、この計画をもって、私は周辺整備事業は完結すべきではないかというのが私の見解であります。いかがでしょうか。

○議長（石井恵子議員） 周辺整備室長。

○周辺整備室長（川名雅之君） まず初めに、パブリックコメントの周知が不十分ではなかったかということにつきましてお答えいたします。

パブリックコメントの周知は構成3市の広報紙で概要をお知らせいたしまして、組合のホームページでご意見の募集内容を掲載し、基本計画（案）を公表いたしました。

パブリックコメント実施期間中の組合ホームページへの閲覧件数は1,121件ございました。このうち初日は297件、2日目は75件で、2日間の合計では372件の閲覧があり、全体の33%を占めております。3日目以降の閲覧件数の平均は27件ございました。組合といたしましては、3市の広報紙による周知をした結果が閲覧数にあらわれていると考えてございます。

次に、パブリックコメントの結果をどう分析されたかということでございますが、パブリックコメントの結果につきましては、意見の提出がございませんでしたので、廃棄物処理施設周辺整備基本計画への一定のご理解を得られたものと考えております。

次に、2点目の、マスタープランの整備費30億3,000万円と今回の基本計画の整備費6億円の内訳を示してほしいということにつきましては、まず初めにマスタープランの整備費についてですが、マスタープランではエリアを大きく6つに分け、リサイクルエリア、健康・スポーツエリア、にぎわいの森エリア、いこいの森エリア、観察の森エリア、斜面緑地保全エリアに分けてございました。

1つ目のリサイクルエリアでは、組合所有地と合わせて2.8ヘクタールを8億4,000万円で生活関連施設や散策路、駐車場を整備する。2つ目の健康・スポーツエリアでは、1.2ヘクタールを1億8,000万円でテニスコートやゲートボール場、ジョギングコースなどを整備する。3つ目のにぎわいの森エリアでは、3.8ヘクタールを5億7,000万円で観光農園や地場農産品等直売所、芝生広場などを整備する。4つ目のいこいの森エリアでは、4.4ヘクタールを8億8,000万円で多目的広場や泉、散策路などを整備する。5つ目の観察の森エリアでは、1.9ヘクタールを5億6,000万円で池や湿性植物園、自然体験、学習施設などを整備する。6つ目の斜面緑地保全エリアでは、自然をそのままの状態に緑道や散策路として活用することを考えておりましたため、整備費は見込んでございませんでした。

そして、この6つのエリアの合計では、14.1ヘクタールを30億3,000万円で整備する計画となっております。

続きまして、今回の基本計画の整備費についてでございますが、こちらは整備優先エリアのうち

7.3ヘクタールを6億円で緑地の保全・創出、散策路、親水広場、多目的広場、駐車場などを整備する計画となっております。

次に、用地取得面積を16.3ヘクタールから5ヘクタールに変更しているが、土地の単価はどうかということにつきましては、マスタープランの用地取得面積は16.3ヘクタールで、取得費は44億1,000万円となっておりますので、取得単価の平均は1平方メートル当たり2万7,000円でございます。

今回の基本計画の用地取得面積は5ヘクタールで、取得費は9億6,000万円となりますので、取得単価の平均は1平方メートル当たり1万9,000円でございます。したがって、用地取得面積は16.3ヘクタールから5ヘクタールに、率にして70%の減、取得単価は2万7,000円から1万9,000円に、率にして30%の減となっております。

次に3点目の、見直しというのであれば、この計画をもって周辺整備事業は完結すべきではないのかということにつきましては、この基本計画の策定に当たりましては、実現可能な新たな基本計画に見直すことが必要との認識から、地域住民との協働により基本計画を策定することを取り組み方針として定め、地域住民で構成される廃棄物処理施設周辺地域の環境整備に関する専門部会を設置いたしました。

専門部会での検討結果報告書では、計画範囲は平成13年3月に策定したマスタープランの計画範囲を基本とするとしております。組合の策定した基本計画は専門部会の検討結果報告書を基本にして策定しておりますので、計画範囲も同様に設定してございます。

これまで周辺整備事業が進捗しないまま現在に至っておりますので、今後、平成43年度までに整備優先エリアの事業を着実に進めて実績を積み重ねることで、地域住民の方々との信頼関係を向上できるものと思っております。したがって、地域住民の方々に周辺整備事業の実績を評価して認めていただくことで、整備検討エリアについての再検討を行うことができるものと考えてございます。以上でございます。

○議長（石井恵子議員） 日下議員。

○6番（日下みや子議員） パブリックコメントの回答はゼロだったんですけど、アクセスが1,121件あったということでした。この1,121件をどう見るかということについては、何とも言いがたいんですけども、現地の地元の方々は恐らくアクセスしたであろうと。また、3市の市の職員の皆さんなんかも多分にアクセスしたんじゃないのかなあというふうに推察するんですね。

パブリックコメントは、住民の意見を聴取する一つ的手段ではありまして、今いろんなところで、行政なんか特にパブリックコメントを頻繁にやっていますけれども、非常に形骸化されているという指摘もありまして、私も関心があるものについては、これだけしかなかったのというのは幾つもあったんですね。ですから、またこのパブリックコメントに応募するにはそれなりの見識とエネルギーがやっぱり求められるのでありまして、なかなか住民はこのパブリックコメントは大変ではないのかな

あとは、正直、今の私の気持ちですね。

私ども日本共産党は、ことし明けの市議団ニュースにこれを掲載させていただきました。そうしましたら、これを読んだ市民から、詳しく説明してほしいという電話なんかもありまして、説明をするというようなこともございました。我々議員も含めて、それぞれのところで市民に事業の内容を知らせていくということがこれからも必要ではないのかなというふうに思います。

もう1点は、先ほどの説明で非常に細かくマスタープランについてはそれぞれの面積と、それから事業費などについても詳しく述べていただいたんですけども、私はどちらかというとこれからのことを知りたかったんですね。その整備優先エリア7.3ヘクタール、6億円、この6億円がどういうものかということが、実は本当は知りたかったんですけども、ヒアリングのところで6億円というお金が出ているわけですから、当然積算根拠はあるわけで、そこのところを示してほしいと言ったんですが、示していただけませんで、なぜなのかなあという思いはあるんですが、今後の実施計画で示すということでありました。

今、資材の高騰などがありまして、12月の議会でも補正でかなり当初の計画に上乘せされたものが出てきたりしているんですけども、後で補正で上乘せすることがないように、しっかりとした計画立案を求めたいと思いますし、また、先ほどの詳しい情報の提供を求めて、私の意見とさせていただきます。

○議長（石井恵子議員） 以上で一般質問を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（石井恵子議員） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これもちまして、平成28年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会2月定例会を閉会いたします。

午後 4時 7分 閉 会